

令和7年度第2回舞鶴市文化財保護審議会 会議録

日時 令和8年3月30日（月）13時30分から

場所：舞鶴市役所別館6階 612会議室

出席：（委員）池田委員、伊庭委員、田中委員、日向委員、廣瀬委員、森島委員、
吉岡委員 計7人

（事務局）福田部長、森次長、横川課長、神村担当課長、矢谷係長、矢内、尾崎、末満

欠席委員：一瀬委員、上杉委員、加藤委員、高田委員、並木委員

会議内容：

1. 開会

2. 報告事項

■国登録文化財の意見具申の進捗について

事務局より説明（資料1、参考資料）

（委員からの主な意見等）

- 図面左下の空いている敷地は現在どのような状態か。
→事務局）現在は隣地の敷地として使用されている。
- 国登録後は建物を活用していくのか。
→事務局）所有者からは活用していく意思を伺っているが、具体的な計画は現状無い。現段階では建物に対するシロアリ被害が発生しており、適切な保存・維持管理を図るため、公的な補助制度の活用を視野に登録を目指している。
- 所有者から、かつての建物位置について情報をいただいた。
→事務局）文久元年以前の図面を見ると、城下町の背割以北まで建物が続いていたことがわかる。建物敷地が町区画の南北にわたっていたものと思われる。
- 建物がある場に存在していることそのものが、城下町の歴史的景観の維持に寄与している。今後もこの状態を維持していくことが、活用における役

割を果たしていく。文化財としての十分な役割、価値があることをできるだけバックアップしていただきたい。

- 建物が建築された明治19年は、洋釘が日本で使用されはじめた時代。釘の使用状況を確認めると、より正確な建築時期が分かるので、調査において確かめていただきたい。

■舞鶴市吉原伝統的建造物群保存地区保存活用計画の策定について

事務局より説明（資料2）

（委員からの主な意見等）

- 舞鶴市文化財保護条例や文化財保護審議会における伝建地区の扱いはどのようなになるのか。
→事務局）伝建地区とは、地域の町並みそのものを文化財として残していく制度。地区内における建築行為は規制対象となる。規制の基準は保存活用計画に「修理基準」「修景基準」「許可基準」として記載している。修理事業や修景事業に対しては今後補助要綱を定めていく。
- 地区内における伝統的建造物の割合はどの程度か。
→事務局）地区内に500数十件の建物があり、そのうち240軒程度が伝統的建造物と思われる。そのうち、現時点で特定物件の同意をいただいた家が120軒以上あり、最終的に保存活用計画の中で位置づけていく。
- 吉原地区は高潮がよく発生するが、対策のための工事について規制はかかるのか。
→事務局）高潮問題は市でも認識をしている。伝建地区とした以上は、行政の責任において関係部局とともに高潮対策を検討していく。
- 特定物件候補のうち、空き家はどの程度あるのか。
→事務局）具体的な実数は把握してないが、数十軒は所有者不明の建物があると思われる。
- 「旧鳥路邸」の改修について
→事務局）伝統的建造物のうち1軒の建物に対し、京都女子大学監修のもと改修を行った。地区内にトイレが無いことが大きな課題であったため、来訪者用のトイレや、地区について知っていただく公開活用施設として、地元住民協力のもと運用していく予定。

- 地区範囲に吉原地区の家は全て入っているのか。
→事務局) 地区範囲は都市計画において道路中心線や字界を元に線引きした。基本的には自治会単位で地区の範囲内に含まれている。
- 吉原地区には下水道が完備されていないと以前聞いたが、現状はどうか。
→事務局) 公共下水道は平成7年に整備を完了した。個人宅における下水整備はあくまでも個人負担で進めるため、住宅ごとに状況が異なる。
- 漁村は農村と比べて更新されやすい。せつかく残った町並みなので、ぜひ選定を受けてさらに努力してほしい。
- 伝建地区選定後の空き家対策や、世代交代後の建物の永続性など、長期的な展望にも立って進めてほしい。

■舞鶴市文化財保存活用地域計画の中間見直しについて

事務局より説明(資料3)

(委員からの主な意見等)

- 資料記載に記載されている実施状況の数字は何の数字か。
→事務局) 事業の数を記載している。なお未実施の事業も別途資料に記載した。

■令和7年度両丹文化財保護連絡協議会の開催結果について

事務局より説明(資料4)

(質問等無し)

■田辺城跡第35次・女布遺跡第15次発掘調査報告書の刊行について

事務局より説明(『田辺城跡第35次・女布遺跡第15次発掘調査報告書』)

(質問等無し)

3. その他

■新修・舞鶴市史編さん事業 令和7年度事業報告

■近代化遺産保存事業 令和7年度事業報告

■今後のイベント情報（赤れんが博物館昭和100年記念企画展）

■令和8年度の事務局体制について

事務局より説明

（質問等無し）

4. 閉会